

1 開会及び閉会の日時

令和元年7月8日 午後1時5分～午後1時28分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教 育 長	松 本 眞
	教育長職務代理者	濱 田 英 世
	委 員	仲 島 正 教
	委 員	磯 田 雅 司
	委 員	徳 山 育 弘

3 出席した事務局職員等

教 育 次 長	白 畑 優
教 育 次 長	北 垣 裕 之
管 理 部 長	梅 山 耕 一 郎
施 設 担 当 部 長	橋 本 謙 二
学 校 教 育 部 長	高 橋 利 浩
教育総合センター所長	平 山 直 樹
社 会 教 育 部 長	安 田 博 之
企 画 管 理 課 長	中 島 章 仁
社 会 教 育 課 長	松 田 陽 子
ス ポ ー ツ 推 進 課 長	荻 田 昭 憲

日程第1 議案

- (1) 議案第42号 尼崎市社会教育委員の解囑について
- (2) 議案第43号 尼崎市立小学校のプール施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第44号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解囑について

午後1時5分、教育長は開会を宣した。

松本教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第1「議事」の「議案第42号 尼崎市社会教育委員の解囑について」、及び「議案第44号 尼崎市スポーツ推進審議会委員の解囑について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第42号」、及び「議案第44号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適當であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

なお、公開しないことと決しました案件については、日程第1の「議事」の最後に

審議することといたします。

それでは、これより日程に入ります。日程第1「議事」の「議案第43号 尼崎市立小学校のプール施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。荻田 スポーツ推進課長。

スポーツ推進課長

スポーツ推進課長でございます。それでは、議案第43号、「尼崎市立小学校のプール施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。お手元の資料の6ページをお開きください。

1の改正理由ですが、現行の規則では、学校プール開放事業におけるプール施設の供用日が8月上旬から中旬に規定しておりますが、本年度、プール開放を運営する一部の地域団体が、7月下旬からの実施を予定しており、今後も実施期間等の拡大が考えられることから、同規則の一部を改正するものです。

次に2の主な改正内容ですが、こちらについては、新旧対照表で説明させていただきますので、7ページをご覧ください。規則の第5条に定めるプールの供用日等について、第1号で現在「8月2日から同月17日まで」としているものを「7月21日から8月24日まで」に改めます。これは、プール開放は夏休み期間中となっておりますので、小学校の夏季休業期間に合わせさせていただいております。また、第2号の供用時間ですけれども、現在は、「午前9時30分から午後0時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで」としているものを「午前9時から午後5時まで」に改めます。これにつきましては、資料の8ページをお開きください。こちらが、今年度の学校プール開放事業の実施予定校になっております。今年度の実施校の中には、9時から実施する学校があることから、時間につきましては、前後30分ずつ拡大させていただきました。また、夏休み期間の昼休みの時間が、各校によって若干違いますので、現行、午前、午後と分けておりましたものを午前9時から午後5時に変更させていただくものでございます。

以上が改正内容となっております。添付資料といたしましては、現行規則を添付しておりますので、併せてご清覧ください。以上で、議案第43号、「尼崎市立小学校のプール施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について」のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

松本教育長

説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

礪田委員

7月下旬の場合、学校のプール指導と重なってくる場合があると思うが、学校との調整はどうなっているのか。

スポーツ推進課長

主に土日に開催される。

礪田委員

土日のみ開放されるのか。

スポーツ推進課長

上坂部で一部平日開放することもあるが、学校の了解を得ているので大丈夫である。

- 磯田委員 学校の了解という点では、午後5時までという規定だが、子どもたちの帰宅時間は、4時30分に設定していたと思うが、5時で大丈夫か。
- スポーツ推進課長 今後、最大拡大した場合でも5時ということで、学校に確認したところ特に問題ないという判断だったので、このようにさせてもらった。
- 磯田委員 帰宅が5時30分ぐらいになるが、それは日が明るいからということか。
- スポーツ推進課長 ちなみに市民プールは6時までである。そこまではしない。5時ぐらいまでであればできると考えている。
- 松本教育長 これは施設管理者としてプールを供用する時間を定めるものであって、実施する団体は5時まででなく4時までと決めるのは実施者の判断になる。
- スポーツ推進課長 学校がもう少し早い時間でということであれば、その時間でプール開放の時間を設定することは可能である。学校の意見を聞いてプール開放の時間を決めることになる。
- 松本教育長 この規則があるのだから、学校が4時までといっても、実施団体が5時までやりたいと言えば学校は断る理由はなくなるのではないか。
- スポーツ推進課長 規則の中で学校の支障がない範囲でプール開放をすることになっているので、学校がその時間帯に使用させないということであれば、その時間帯におけるプール開放は実施できない。
- 濱田委員 規則はきっちりしたものなので、校長や地域の人が変わったからといっても規則が基本なので、5時まで貸してくれという方が通るのではないか。
- 松本教育長 例えば、学校の行事を夏休み中に挟んでいて、この時間学校がプールを使いたいからその時間はやめてくれということであれば、学校の支障があるからということになるが、学校が毎日4時30分までにしてくれということであれば、その支障は何かということになる。濱田委員の言う通り、規則で5時までになっていれば、実施者が使いたいといえ基本的には5時まで使えることになると理解している。
- 磯田委員 規則の文言がおかしいことはないか。課長の説明であれば、借り受ける団体と学校が協議の上、最大5時まで使えるということの良いのではないか。
- 濱田委員 9ページは、午後4時30分までになっているが。下線は何か。
- スポーツ推進課長 それは現行の規則である。下線は特に関係なく、7ページの新旧対照表を見ていただきたい。今回改正するのは、供用日と供用時間である。

- 濱田委員 規則に5時までとするなら、学校にもきっちり伝えて了解をもらわないといけない。時間に幅を持たせるのであれば、そのように書かないといけない。
- 礪田委員 幅を持たせる方が、使用者側としても学校側もよいと思う。教育長が言うように規則に書いてあるからとそれを盾にややこしいことを言うこともあると思う。最大5時まで使える、それも学校との協議の上と書いたほうが良いのではないか。
- 徳山委員 礪田委員の修正案がしっくりきた。
- スポーツ推進課長 第5条の供用日の条文の中にただし書きで、ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、供用日及び供用時間を変更し、臨時に供用を停止できるとある。
- 徳山委員 それは、教育長が指摘した毎日4時30分までというのが、特別の理由にあたるかどうかという話になる。学校の都合で断りにくくなるので、修正案の方が学校に負担が少ないのではないか。
- 礪田委員 最大限5時まで使えるという前提で、5時まで使う場合は当事者同士で協議してくださいというのが良いのではないか。
- 松本教育長 スポーツ推進課長が、16時30分まで供用する場合、学校側の判断でできると説明したが、規則は規則なので5時までに延ばしたら、学校側が16時30分までと言っても使用者側が17時までと言え断る理由がない。17時までと言え17時まで使えるのであり、よほど支障がない限り使えるということである。何か支障があるというのであれば、学校行事があるとか特別のことがある場合は使えないことがあるということである。基本的には、夏休みは17時まで使えるという説明であればよかったが、学校の判断で16時30分にできるというのが引っ掛かった。学校側は、17時で困らないのであればよいが、17時では遅すぎるという学校側からの発言があったのか。
- スポーツ推進課長 学校側から、そういった発言は全くない。5時で遅すぎるという話は聞いていない。
- 松本教育長 学校側の判断の余地は、ほとんどないということである。
- 礪田委員 学校側が協議する場がなくても問題はないのか。
- スポーツ推進課長 問題はない。
- 仲島委員 これに学校の先生は関わらないのか。
- スポーツ推進課長 関わらない。

仲島委員 この改正は、使う側にとっては、とてもやりやすくなる。今までは、細かく決められていたものを、9時から5時まで自由に使えるということで柔軟になった。常識的に5時までするのは寒くなるから難しいと思う。使い勝手がよくなるので良いと思う。

スポーツ推進課長 現状4時30分まで使っている。今まで9時30分から4時30分までだったものを前後30分ずつ拡大させていただいて、学校も問題ないということなので、これでもらせていただきたいというものである。

徳山委員 学校の実情で、4時30分にしてほしいと学校ともめることはないのか。

スポーツ推進課長 それはない。

松本教育長 確認するが、学校長の判断で16時にすることができるということを運用で言っているわけではないのか。

スポーツ推進課長 そうである。

磯田委員 ただ、実際は学校施設を使っている以上、校長または教頭が残っていると思うので、使う側が16時なり、16時30分までに終わるといふ配慮がある。残っている先生に用事があり早く終わらないといけないという例もある。

仲島委員 基本的には、学校長は居なくて良いはず。学校側が居なくても良いから開放している。誰か残るとなると学校はしんどい。

磯田委員 学校は誰もいなくて良いが、誰か残ってくれている。だから、その分、先生に用事があれば早く帰ってあげようとなる。

徳山委員 実情として、学校がだれか残っているとすると大変である。

松本教育長 開放職員は居るのか。

スポーツ推進課長 開放がある日は、開放職員が居る。

松本教育長 これは、学校開放とは違うから開放職員は関係ないのか。

スポーツ推進課長 学校開放がある日は、シルバー人材センターの職員が居るが、これは全く違う。プール開放については、地域団体が運営している。

松本教育長 学校の鍵の開け閉めもか。

スポーツ推進課長 朝9時に地域団体が学校から鍵を借りて、鍵も開ける。

松本教育長 その期間だけ鍵を預けているということか。

スポーツ推進課長 そうである。

徳山委員 5時に鍵を返しに行くのか。

磯田委員 その期間預かっている。

仲島委員 鍵を職員室に借りに行くのではないはず。団体が持っているので鍵の貸し借りはない。

磯田委員 ただ、学校は、好意でどなたか先生が居てくれている。先生が居てくれると心強い。いざというときには電話をかけてくれたり、AEDを用意したり、若い先生と一緒にプールに入ってくれたりしている。

松本教育長 学校の負担にならないよう、そこは配慮してほしい。

松本教育長 他に質疑はございませんか。

松本教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第43号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

松本教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第43号」を原案のとおり可決いたしました。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたします。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

松本教育長            以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして、尼崎市教育委員会7月臨時会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会7月臨時会の議事の全部を終了したので、午後1時28分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会7月臨時会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。